

美浜町職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

美浜町長 八 谷 充 則

美浜町条例第12号

美浜町職員等の旅費に関する条例

美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 旅費の種目及び内容(第8条—第19条)

第3章 雑則(第20条—第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき公務のために旅行する職員(特別職の職員を除く。以下同じ。)及び職員以外の者に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

2 町が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

(2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他町長が規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (2) 職員が退職した場合において、当該職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員
- (3) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- (4) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
 - (5) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
 - (6) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他町長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
- (旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に町長が規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、町長が規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(町長、副町長及び教育長(以下「町長等」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(町長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町長が規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、旅行命令権者の承認を受けて私有自動車を使用して旅行する場合は、

町長が別に定める方法により算定する額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「令」という。)に定める国家公務員の宿泊費の額を勘案して町長が規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の宿泊手当の額を勘案して町長が規則で定める1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれている場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれている場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じて、第1項の町長が規則で定める1夜当たりの定額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。
(転居費)

第16条 転居費は、赴任(新たに採用された職員の赴任については、規則で定める職に充てるため採用された職員のものに限る。次条第1項において同じ。)に伴う転居に要する費用(同項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国

税その他外国旅行に必要なものとして町長が規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第6号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、令に定める国家公務員の死亡手当の額を勘案して町長が規則で定める定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号又は第5号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(帰住者の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した居住地から帰住地までの前職務相当の旅費とする。ただし、旧在勤地から当該職員が旧在勤地に赴任する前の在勤地までの前職務相当の旅費の額を超えることができない。

- 2 前項の場合において、退職となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第3号、第4号又は第6号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(随員職員の旅費)

第23条 町長等以外の職員が町長等又は他の条例に基づき町長等の旅費相当額の支給を受ける者に随行して旅行したときは、これらの者と同額の旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条第1項及び第18条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美浜町職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の美浜町職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する

分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(美浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

5 美浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和30年美浜町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料月額)</p> <p>第2条 町長等の給料月額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 町長等の旅費及び支給方法については、美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例 号)で定める。</u></p> <p><u>第5条から第7条まで 削除</u></p>	<p>(給料月額)</p> <p>第2条 町長等の給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、死亡手当、旅行雑費及び旅行手当とする。</u></p> <p><u>第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第6条 死亡手当の額は、58万円とする。</u></p> <p><u>(旅行雑費及び旅行手当)</u></p> <p><u>第7条 旅行雑費及び旅行手当の額は、一般職の職員の例による。</u></p>

別表(第2条関係)

〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

別表第1(第2条関係)

〔略〕

別表第2(第5条関係)

(1) 内国旅行の場合

鉄道賃	船賃 航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	実費	実費	15,000円	2,600円

備考 別表実費中鉄道賃及び船賃にあつては、特別車両料金及び特別船室料金を含むものとする。

(2) 外国旅行の場合

鉄道賃	船賃 航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700

備考

- 1 別表実費中等級のあるものは上級とする。
- 2 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分は、美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)の例による。

(美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

6 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和42年美浜町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																											
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)に定める町長等に支給する旅費の額に相当する額とし、その支給方法は、同条例の規定の例による。</u></p> <p>〔削る〕</p> <p>別表(第2条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">360,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">276,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td style="text-align: right;">255,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td style="text-align: right;">255,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">245,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	360,000円	副議長	276,000円	常任委員長	255,000円	議会運営委員長	255,000円	議員	245,000円	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、町長に支給する旅費の額に相当する額とする。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>別表(第2条、<u>第5条関係</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">議員報酬月額</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">旅費</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">360,000円</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">276,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">15,000</td> <td style="text-align: center;">2,600</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td style="text-align: right;">255,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td style="text-align: right;">255,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">245,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	旅費					鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	議長	360,000円	実費	実費	実費	円	円	副議長	276,000円				15,000	2,600	常任委員長	255,000円						議会運営委員長	255,000円						議員	245,000円					
区分	議員報酬月額																																																											
議長	360,000円																																																											
副議長	276,000円																																																											
常任委員長	255,000円																																																											
議会運営委員長	255,000円																																																											
議員	245,000円																																																											
区分	議員報酬月額	旅費																																																										
		鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																																																						
議長	360,000円	実費	実費	実費	円	円																																																						
副議長	276,000円				15,000	2,600																																																						
常任委員長	255,000円																																																											
議会運営委員長	255,000円																																																											
議員	245,000円																																																											

備考 別表実費中鉄道賃及び船賃にあっては、特別車両料金及び特別船室料金を含むものとする。

(美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

7 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例(昭和32年美浜町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬は<u>別表</u>に定める処によりこれを支給する。ただし、報酬の範囲を定めたものについては町長がその額を定める。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)に定める町長等</u>に支給する旅費の額を超えない範囲内で町長が定める額とする。</p> <p><u>別表</u>(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬は<u>別表第1</u>に定める処によりこれを支給する。ただし、報酬の範囲を定めたものについては町長がその額を定める。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>内国旅行の旅費については別表第2のとおりとし、外国旅行の旅費については、町長</u>に支給する旅費の額を超えない範囲内で町長が定める額とする。</p> <p><u>別表第1</u>(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p><u>別表第2</u>(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1131 1276 1971 1324"> <tr> <td data-bbox="1131 1276 1317 1324">区分</td> <td data-bbox="1317 1276 1971 1324">旅費</td> </tr> </table>	区分	旅費
区分	旅費		

	鉄道賃及 び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)
別表第1による	実費	実費	実費	円 15,000	円 2,600

(美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

8 美浜町固定資産評価審査委員会条例(昭和47年美浜町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第15条 法第433条第7項の規定によって、関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対し、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>	<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第15条 法第433条第7項の規定によって、関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対し、<u>美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>

(美浜町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

9 美浜町証人等の実費弁償に関する条例(昭和48年美浜町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(実費弁償を支給する者及びその額)

第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

(1)～(9) [略]

2 実費弁償の額は、美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)の規定による、町長、副町長及び教育長以外の職員の旅費相当額とする。

(実費弁償の支給方法)

第3条 [略]

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

(実費弁償を支給する者及びその額)

第2条 次に掲げる者に対し、別表により実費弁償を支給する。

(1)～(9) [略]

[新設]

(実費弁償の支給方法)

第3条 [略]

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費の支給の例による。ただし、日当の額は、次に定める額とする。

(1) 南知多町及び武豊町内の旅行 別表の定額(以下この条において「定額」という。)の4分の1に相当する額

(2) 知多地域内(南知多町及び武豊町内を除く。)の旅行 定額の2分の1に相当する額

(3) 前2号以外の地域への旅行 定額

別表(第2条、第3条関係)

鉄道賃	船賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
実費	実費	実費	2,600円	15,000円

(美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 美浜町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公務のための旅費に係る費用弁償)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>美浜町職員等の旅費に関する条例(令和8年美浜町条例第 号)</u>の例による。</p>	<p>(公務のための旅費に係る費用弁償)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>美浜町職員の旅費に関する条例(昭和45年美浜町条例第17号)</u>の例による。</p>